

ブロック塀等の対応状況の進捗について

1 概要

学校施設、区有施設、公園等及び通学路のブロック塀等の対応状況について、以下のとおり報告する。

2 学校施設等のブロック塀等

(令和元年 8 月 1 日現在)

	学校施設	区有施設	公園・児童遊園
(ア) 現在の建築基準法に適合していない可能性があるブロック塀で、安心・安全を最優先して対応を行うもの	林町小学校※ 第一中学校※ 文林中学校※ 柳町こどもの森※	千石西保育園・児童館※ 駒込保育園※ こひなた保育園※ 子育てひろば西片 千石図書館・アカデミー千石 真砂中央図書館※	小日向公園※ 竹早公園※ 駕籠町公園※ 真砂児童遊園※
(イ) 現在の建築基準法に適合しているブロック塀等で、安心・安全を最優先して対応を行うもの	青柳小学校※ 根津小学校※ 文林中学校※	大塚保育園・児童館 子育てひろば西片	

※は撤去又は補修等対応済み

3 通学路のブロック塀等

(1) 進捗状況 (塀の適正な維持管理の周知・啓発)

(令和元年 8 月 1 日現在)

	全体箇所数	普及・啓発箇所数	期間
危険度判定による C判定の塀	28 か所	28 か所	平成 31 年 1 月から 3 月末まで
危険度判定による B判定の塀	1,319 か所	80 か所	令和元年 5 月から開始

※外観目視調査を実施し、総数 4,960 か所のブロック塀等を、危険度判定指針に基づき、危険度の低い順に A・B・C の 3 段階に分類した。

(2) 今後の予定

危険度判定による C 判定の塀については、今年度内に、再度区職員が所有者や管理者に周知・啓発を行う。

また、B 判定の塀についても、危険度の高い塀より順に、引き続き対応する。

4 今後のスケジュール

令和元年 9 月 13 日 (金) 災害対策調査特別委員会

参 考

危険度判定指針：建築基準法の規定による指針と、損傷状況（傾き、ぐらつき、ひび割れ、欠損）から判定した老朽化度の指針に基づき、下記のとおり危険度の低い順にA・B・Cの3段階に分類した。

	危険度判定指針	状況等
A	○建築基準法の規定による指針に適合し、 老朽化度による指針の判定が a の塀	緊急性及び危険性が低いが、適正な維持管理を必要とする塀
B	○建築基準法の規定による指針に適合し、 老朽化度による指針の判定が b の塀 ○建築基準法の規定による指針に適合せず、 老朽化度による指針の判定が a 又は b の塀	緊急性は低いが、今後、補修・補強等が必要な塀
C	○建築基準法の規定による指針の適合性に 関係なく、老朽化度による指針の判定が c の塀	補強や撤去等、改修が早期に必要な塀